

共済契約者 各位

財団法人 建設業福祉共済団  
総務部

建設労災補償共済事業（完成工事高関係）規約の一部改訂に伴う  
共済金請求手続き等の変更について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

建設共済制度につきましては、格別のご理解を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当団は昨年来厚生労働省・国土交通省から共済金が当制度の趣旨に則り、被災者又は遺族への労災事故の追加的補償に使用されるよう必要な措置を講じるようにとの指導を受けました。当団と致しましては、建設共済制度検討委員会を設置し、平成20年4月1日実施を目途として制度の抜本的な見直しに取り組んでおります。

つきましては、それまでの間の対応策として、共済金が被災者又は遺族に確実に支払われるよう、この度平成19年3月30日付けで建設労災補償共済事業規約の一部を改訂し、同日以降に更新を迎える契約から本改訂規約を適用いたします。共済金の請求を行う契約者は、共済金請求時に「本共済金を被災者等に対する補償のために支払うことを確約する書面」を提出していただき、かつ、「共済金受領後30日以内に受領書等被災者又はその遺族に対しての支払いを証する書類」を提出していただきます。同支払いを証する書面は実際の追加的補償額となりますので、本取り扱いについてご理解賜りますようお願い申し上げます。

契約更新以前に共済金を受領した場合には、被災者又は遺族からの受領書等の提出についてご協力をお願い申し上げます。

なお、念の為申し添えますが実際の追加的補償額は、貴社と被災者又は遺族とのご協議により決定されることと存じます。従いましてご提出いただく受領書（写）等はその協議により決定された金額のものとなります。

又、追加的補償額が貴社以外の関係者と被災者又は遺族間の協議によって決定され、貴社がその追加的補償を行なった当該関係者に対しお支払いされる場合は、当該関係者から貴社への領収書（写）等となります。

本改訂規約につきましては、契約更新後に加入証明書と共にご送付申し上げますことをご了承願います。

以上